

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等の特例に関する規程

平成24年5月22日
規程第128号
平成26年2月18日改正
平成27年12月7日改正
平成28年1月18日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、夏季における職員の勤務条件を勘案し、又は各機関における省エネルギー対策の観点から、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（平成16年4月1日規程第32号。以下「勤務時間休暇等規程」という。）、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約職員就業規則（平成16年4月1日規程第19号。以下「契約職員就業規則」という。）及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則（平成16年4月1日規程第20号。以下「パートタイム職員就業規則」という。）の特例に関する事項を定めるものとする。

(特別休暇に係る特例措置)

第2条 勤務時間休暇等規程が適用される職員に対して、同規程第21条の規定にかかわらず、7月1日から9月30日までの期間（以下「夏季休業等期間」という。）内に、3日間の有給の特別休暇（以下「特例夏季休業等特別休暇」という。）を付与するものとする。

- 2 契約職員就業規則が適用される契約職員に対して、同規則第32条の規定にかかわらず、夏季休業等期間内に、特例夏季休業等特別休暇を付与するものとする。
- 3 パートタイム職員就業規則が適用されるパートタイム職員に対して、同規則第29条の規定にかかわらず、夏季休業等期間内に、特例夏季休業等特別休暇を付与するものとする。ただし、1週間の勤務日数が4日以下の者に付与する休暇は、第6項により特例夏季休業等特別休暇として定められた3日のうちの当該勤務日に限るものとする。
- 4 勤務時間休暇等規程の準用を受ける特定有期雇用職員に対して、夏季休業等期間内に、特例夏季休業等特別休暇に準ずる有給の特別休暇を付与するものとする。
- 5 勤務時間休暇等規程の準用を受ける再任用職員に対して、特例夏季休業等特別休暇に準ずる有給の特別休暇を付与するものとする。この場合において、フルタイム勤務職員においては第1項、短時間勤務職員においては第3項の規定をそれぞれ準用する。
- 6 特例夏季休業等特別休暇は、原則として夏季休業等期間内の連続する3日間とし、機構本部においては機構長、各機関においては各機関の長が毎年度定めるものとする。ただし、機関の業務上の都合により夏季休業等期間に付与できない場合は、付与できない日数分を当該年度内の別の日に付与できるものとする。
- 7 各機関の長が前項により特例夏季休業等特別休暇として付与する日を決定した場合

は、機構長に報告するものとする。

(特例夏季休業等特別休暇の手続等)

第3条 特例夏季休業等特別休暇の取得単位は1日とする。

- 2 業務上の都合により特例夏季休業等特別休暇として定められた日に取得できない場合は、取得できなかった日数分を当該年度内の別の日に取得できるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、特例夏季休業等特別休暇の取得手続等については、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の勤務時間及び休暇等の手続に関する細則（平成16年4月1日規程第47号）第13条の規定にかかわらず省略できる。ただし、前項により特例夏季休業等特別休暇として定められた日以外に取得する場合は、同条の規定を準用し手続を取らなければならない。

(その他必要な事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、機構長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。この場合において、平成25年3月31日までに付与する臨時特例特別休暇の付与期間については、第2条第1項から第3項までの各項中「4月1日」とあるのは「施行の日」と読み替える。

(権衡上必要と認められる職員)

第2条 この規程に定めるもののほか、臨時特例特別休暇を付与される職員との権衡上、機構長又は機関の長が特に必要と認める職員には、臨時特例特別休暇に準ずる有給の特別休暇を付与できるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(改正に伴う特例)

第2条 改正前の本規程附則第2条中「臨時特例特別休暇」とあるのは「特例夏季休業特別休暇」と読み替える。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。